

改正後

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

平成29年6月30日以降版

改正前

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

平成28年11月1日以降版

II 許可の基準

許可を受けるためには、次の下表に掲げる資格要件を備えている必要があります。

- ① 経営業務の管理責任者がいること
- ② 専任技術者を営業所ごとに置いていること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件等に該当しないこと

1 経営業務の管理責任者がいること

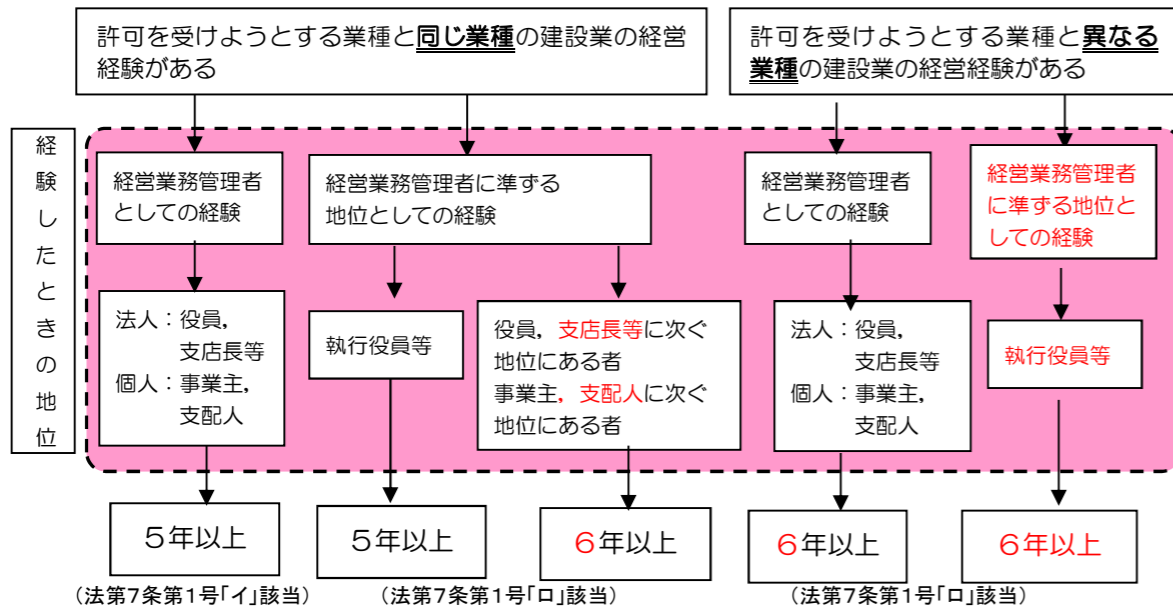
経営業務の管理責任者とは、下表のいずれかの経験を有する者をいいます。許可を受けようとする者が法人の場合は常勤の役員^{*1}のうちの1名が、個人事業主の場合は本人又は支配人^{*2}のうちの1名が、次のいずれかに該当することが必要です。

※1 役員とは、株式会社の取締役、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種組合の理事（参事を除く）等をいいます。

※2 支配人とは、商業登記簿上で支配人登記が行われている者をいいます。

- (1) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者（法第7条第1号「イ」該当）
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位[※]にあって執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）
- (3) 許可を受けようとする建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位[※]にあって経営業務を補佐した経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）
- (4) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）
- (5) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位[※]にあって執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）

※ 「経営業務の管理責任者」は主たる営業所に常勤しなければなりません。常勤しているといえるには、勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間にその職務に従事していることが必要です。



II 許可の基準

許可を受けるためには、次の下表に掲げる資格要件を備えている必要があります。

- ① 経営業務の管理責任者がいること
- ② 専任技術者を営業所ごとに置いていること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件等に該当しないこと

1 経営業務の管理責任者がいること

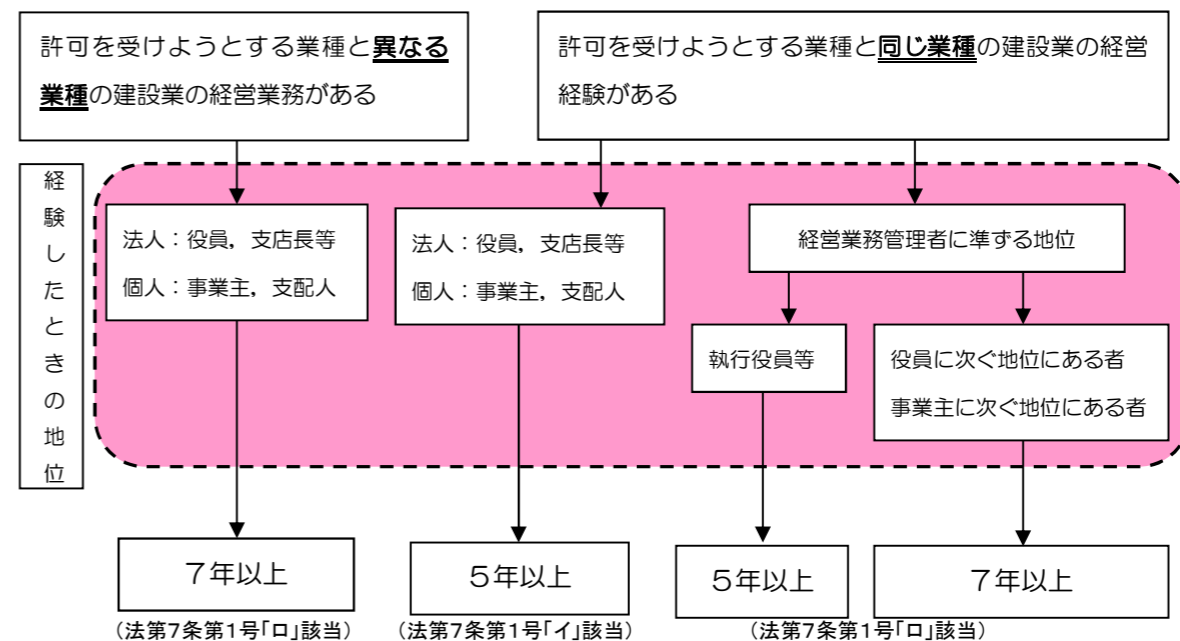
経営業務の管理責任者とは、下表のいずれかの経験を有する者をいいます。許可を受けようとする者が法人の場合は常勤の役員^{*1}のうちの1名が、個人事業主の場合は本人又は支配人^{*2}のうちの1名が、次のいずれかに該当することが必要です。

※1 役員とは、株式会社の取締役、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種組合の理事（参事を除く）等をいいます。

※2 支配人とは、商業登記簿上で支配人登記が行われている者をいいます。

- (1) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者（法第7条第1号「イ」該当）
- (2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）
- (3) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位[※]にあって執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）
- (4) 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位[※]にあって経営業務を補佐した経験を有する者（法第7条第1号「ロ」該当）

※ 「経営業務の管理責任者」は主たる営業所に常勤しなければなりません。常勤しているといえるには、勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間にその職務に従事していることが必要です。



(1) 経營業務の管理責任者としての経験

経營業務の管理責任者としての経験とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験を指します。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する現場の長のような経験は該当しません。

法人の役員や支配人は、商業登記簿に記載されている者をいいます。法人の役員としての経験は、常勤・非常勤を問いませんが、監査役としての経験は経營業務の管理責任者の経験とは認められません。

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位としての経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者とは、法人においては役員や支店長等に次ぐ職制上の地位にある者、個人においては、事業主や支配人に次ぐ地位にある者をいい、経營業務の執行に関して以下の経験が必要です。

ア 執行役員等としての経營業務管理経験

許可を受けようとする建設業に関して、取締役会の決議により執行役員等として業務権限の委譲を受け、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

イ 経營業務を補佐した経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験をいいます。

<事業主補佐経験により個人で新規許可申請を行う場合について>

○新規の場合

個人事業主の後継者（配偶者・子）が、成人に達して以降6年以上事業主に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有する場合、事業主1名につき1名のみ、事業主補佐経験を認めます。

○事業継承の場合

事業継承とは、建設業許可番号を被承継者と同一のものとし、経営事項審査において、営業年数、完成工事高実績を被承継者と通年で認めることをいいます（許可の取得は、新規扱いになります）。事業継承は、以下のすべての要件を満たす場合に認められます。

- ・ 死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で（自己都合であるか否かを問わない）現に許可を受けている事業主（被承継者）が廃業し、事業主の親族（承継者）が営業を引き継ぐこと
- ・ 承継者が個人で営業し、許可申請業種が被承継者の受けていた許可業種の範囲内であること
- ・ 承継者が成人に達して以降、事業主に準ずる地位に6年以上あったこと
- ・ 承継理由が発生した日から、1年以内の申請であること
- ・ 申請時に、被承継者の変更届が漏れなく提出されていること
- ・ 経營業務の管理責任者証明書の証明者が被承継者又はその配偶者であること

(1) 経營業務の管理責任者としての経験

経營業務の管理責任者としての経験とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験を指します。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する現場の長のような経験は該当しません。

法人の役員や支配人は、商業登記簿に記載されている者をいいます。法人の役員としての経験は、常勤・非常勤を問いませんが、監査役としての経験は経營業務の管理責任者の経験とは認められません。

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位としての経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者とは、法人においては役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人においては、事業主に次ぐ地位にある者をいい、経營業務の執行に関して以下の経験が必要です。

ア 執行役員等としての経營業務管理経験

許可を受けようとする建設業に関して、取締役会の決議により執行役員等として業務権限の委譲を受け、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験が5年以上あること。

イ 経營業務を補佐した経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験が7年以上あること。

<事業主補佐経験により個人で新規許可申請を行う場合について>

○新規の場合

個人事業主の後継者（配偶者・子）が、成人に達して以降7年以上事業主に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有する場合、事業主1名につき1名のみ、事業主補佐経験を認めます。

○事業継承の場合

事業継承とは、建設業許可番号を被承継者と同一のものとし、経営事項審査において、営業年数、完成工事高実績を被承継者と通年で認めることをいいます（許可の取得は、新規扱いになります）。事業継承は、以下のすべての要件を満たす場合に認められます。

- ・ 死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で（自己都合であるか否かを問わない）現に許可を受けている事業主（被承継者）が廃業し、事業主の親族（承継者）が営業を引き継ぐこと
- ・ 承継者が個人で営業し、許可申請業種が被承継者の受けていた許可業種の範囲内であること
- ・ 承継者が成人に達して以降、事業主に準ずる地位に7年以上あったこと
- ・ 承継理由が発生した日から、1年以内の申請であること
- ・ 申請時に、被承継者の変更届が漏れなく提出されていること
- ・ 経營業務の管理責任者証明書の証明者が被承継者又はその配偶者であること

改正後

(2) 添付資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の確認資料を必要により準備し、添付して提出してください。
大臣許可の場合は、「建設業大臣許可申請・変更届に係る確認資料について」(関東地方整備局ホームページに掲載)を参照願います。

申請内容に疑義がある場合、ここにある以外の書類の提出を求める場合があります。

表1-10 【経營業務の管理責任者の経験に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
法人の役員としての経験(5年又は6年)	役員としての経験	履歴事項全部証明書又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿、(必要年数分)	現在の登記事項証明書で必要年数(5年又は6年)の在任期間が確認できない場合
	上記期間に業種に携わった経験	申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
個人事業主としての経験(5年又は6年)	事業主としての経験	個人事業主の期間の所得税確定申告書(税務署の受付印押印のもの)の写し又は市町村長発行の所得証明書(必要年数分)	
	上記期間に業種に携わった経験	申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
令第3条の使用人としての経験(5年又は6年)	使用人としての経験	許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し	
	上記期間に業種に携わった経験	使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
経營業務の管理責任者に準ずる地位における経験 ・執行役員等としての経営管理経験(5年又は6年) ・経營業務補佐経験(6年)	法人の役員、使用人等に次ぐ地位	準ずる地位としての経験	経營業務の執行に関し役員に準ずる権限を有することが確認できる資料(組織図及び業務分掌規程等)
		上記期間に業種に携わった経験	工事請負契約書、経營業務に関して決裁した稟議書等の写し(執行役員等としての経営管理経験:必要年数分)(経營業務補佐経験:6年分)
	個人事業主に次ぐ地位	準ずる地位としての経験	事業主の所得税確定申告書(税務署の受付印押印のもの)の写し(6年分) 補佐経験者の一人別源泉徴収簿(6年分)及び(源泉)所得税の領収証書の写し 補佐経験者と事業主が別居している場合添付する
		上記期間に業種に携わった経験	補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本 事業主の許可通知書の写し 許可申請者の許可申請業種にかかる事業主の工事請負契約書、注文書の写し(6年分)
常勤性	表1-14(29頁)参照		

- ※1 当該業種に携わったことの確認資料として、同一業者の既存の許可通知書2枚以上(期間が連続したもの)により、工事請負契約書または注文書に代えることができます。(2枚の場合には、古い方の許可通知書の許可期間分の確認資料となります。)
- ※2 個人事業主と役員経験等を合算する場合は、それぞれの期間について確認資料が必要です。
- ※3 契約書等の写しは1年につき1件以上(少なくとも契約日別に1年1件以上)を目安に添付してください。
- ※4 電子申請のため受付印の押印がない場合は、電子申請の受信通知や手続完了画面など受付されたことが分かる画面を印刷したものを添付してください。(電子申請の受付日時及び受付番号が印字されているものが必要(所得税確定申告書の写しに印字されているものと照合等いたします。))
- ※5 5年の経験を必要とする項目は他の5年の経験を必要とする項目と、6年の経験を必要とする項目は他の5年又は6年の経験を必要とする項目と合算して必要年数分の確認資料を提出していただくこともできます。

改正前

(2) 添付資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の確認資料を必要により準備し、添付して提出してください。
大臣許可の場合は、「建設業大臣許可申請・変更届に係る確認資料について」(関東地方整備局ホームページに掲載)を参照願います。

申請内容に疑義がある場合、ここにある以外の書類の提出を求める場合があります。

表1-10 【経營業務の管理責任者の経験に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
法人の役員としての経験(5年又は7年)	役員としての経験	履歴事項全部証明書又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿、(必要年数分)	現在の登記事項証明書で必要年数(5年又は7年)の在任期間が確認できない場合
	上記期間に業種に携わった経験	申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
個人事業主としての経験(5年又は7年)	事業主としての経験	個人事業主の期間の所得税確定申告書(税務署の受付印押印のもの)の写し又は市町村長発行の所得証明書(必要年数分)	
	上記期間に業種に携わった経験	申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
令第3条の使用人としての経験(5年又は7年)	使用人としての経験	許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し	
	上記期間に業種に携わった経験	使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
経營業務の管理責任者に準ずる地位における経験 ・執行役員等としての経営管理経験(5年) ・経營業務補佐経験(7年)	法人の役員に次ぐ地位	準ずる地位としての経験	経營業務の執行に関し役員に準ずる権限を有することが確認できる資料(組織図及び業務分掌規程等)
		上記期間に業種に携わった経験	工事請負契約書、経營業務に関して決裁した稟議書等の写し(執行役員等としての経営管理経験:必要年数分)(経營業務補佐経験:7年分)
	個人事業主に次ぐ地位	準ずる地位としての経験	事業主の所得税確定申告書(税務署の受付印押印のもの)の写し(7年分) 補佐経験者の一人別源泉徴収簿(7年分)及び(源泉)所得税の領収証書の写し 補佐経験者と事業主が別居している場合添付する
		上記期間に業種に携わった経験	補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本 事業主の許可通知書の写し 許可申請者の許可申請業種にかかる事業主の工事請負契約書、注文書の写し(7年分)
常勤性	表1-14(29頁)参照		

- ※1 当該業種に携わったことの確認資料として、同一業者の既存の許可通知書2枚以上(期間が連続したもの)により、工事請負契約書または注文書に代えることができます。(2枚の場合には、古い方の許可通知書の許可期間分の確認資料となります。)
- ※2 個人事業主と役員経験等を合算する場合は、それぞれの期間について確認資料が必要です。
- ※3 契約書等の写しは1年につき1件以上(少なくとも契約日別に1年1件以上)を目安に添付してください。
- ※4 電子申請のため受付印の押印がない場合は、電子申請の受信通知や手続完了画面など受付されたことが分かる画面を印刷したものを添付してください。(電子申請の受付日時及び受付番号が印字されているものが必要(所得税確定申告書の写しに印字されているものと照合等いたします。))